第1条(目的)

本規約は、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が、インターネット上で提供するサービス「インターコムクラブ」(以下「インターコムクラブ」といいます。)において利用登録(以下「利用登録」といいます。)を行った会員(以下「利用者」といいます。)が、第2条に定める「WEB 明細サービス」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条(定義)

「WEB 明細サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、利用者が当社の定めるジャックスカード会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ジャックスカード及びローンカード(以下「カード」といいます。)利用にかかるご利用代金明細書(割賦販売法第30条の2の3第1項~第3項に基づき交付する書面)及びキャッシングご利用の都度交付するご融資明細書(貸金業法第17条第1項に基づき交付する書面)に代えて電磁的方法(以下「WEB」といいます。)により各明細の交付を受けることができるサービスをいいます。

第3条(利用資格)

- 1. 本サービスを利用申請することができる会員は、当社が本サービスの利用を認めた個人本人会員とし、家族会員からの申請はできないものとします。
- 2. 「インターコムクラブ」における利用登録が抹消され、ID が無効となった場合、本サービスを利用すること はできないものとします。

第4条(利用の申請)

本サービスの利用を希望する者は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により申請し、当社の承認を得るものとします。

第5条(ご利用代金明細の通知)

- 1. 当社が本サービスの利用を承認した本会員(以下「WEB 明細サービス利用者」といいます。)に対して、原則としてご利用代金明細書を郵送しないものとします。ただし、WEB 明細サービス利用者のご利用代金の明細(家族会員利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用代金明細書を郵送するものとします。
 - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) インターコムクラブの会員資格を喪失した場合
 - (3) 払込取扱票等を使ってお振込みを行っている場合
 - (4) その他当社がご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合
- 2. WEB 明細サービス利用者は、パソコン又はスマートフォンからの「インターコムクラブ」によって、ご利用代金明細の閲覧及びダウンロードをするものとします。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「インターコムクラブ」による確認ができない場合、会員は当社に電話にて問い合わせすることにより確認することができます。
- 3. 当社は、ご利用代金明細が確定された旨の通知(以下「請求額確定通知」といいます。)を、会員が「インターコムクラブ」において申請したメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は請求額確定通知を送信しないものとします。
 - (1) 請求額確定通知が正しく受信されない事実又はその疑いがあった場合
 - (2) その他、当社が請求額確定通知を送信すべきでないと判断した場合
- 4. 当社は、請求額確定通知の送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、WEB 明細サービス利用者は、請求額確定通知の受信の有無にかかわらず、「インターコムクラブ」によるご利用代金明細の確

認を行うことができるものとします。

第6条(ご融資明細の通知)

- 1. 当社は WEB 明細サービス利用者に対して、原則としてご融資明細書を郵送しないものとします。ただし、ご融資明細(家族会員利用分含む)確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご融資明細書を郵送するものとします。
 - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) インターコムクラブの会員資格を喪失した場合
 - (3) 通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご融資明細の閲覧が不能と認められた場合
 - (4) その他、当社がご融資明細書の郵送を必要と判断した場合
- 2. WEB 明細サービス利用者は、パソコン又はスマートフォンからの「インターコムクラブ」によって、ご融 資明細の閲覧及びダウンロードをするものとします。
- 3. 当社は、会員のキャッシング利用の都度、遅滞なく「インターコムクラブ」にご融資明細を閲覧及びダウンロードできる状況を提供することとし、併せて、ご融資明細が確定された旨の通知(以下「ご融資明細確定通知」といいます。)を、会員が「インターコムクラブ」において申請したメールアドレス宛に送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合はご融資明細確定通知の送信を行わず、ご融資明細書を郵送するものとします。
 - (1) ご融資明細確定通知が正しく受信されない事実又はその疑いがあった場合
 - (2) その他当社がご融資明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合
- 4. 当社は、ご融資明細確定通知の送信手続の完了をもって手続の終了とします。ただし、前項第1項及び第2項にかかる場合は、ご融資明細書の郵送をもって手続きの終了とします。
- 5. 「インターコムクラブ」でご融資明細の閲覧及びダウンロードができる期間は、ご融資明細確定通知後 6 ヶ月間とします。また、キャッシングを利用した日より 6 ヶ月間は、会員は当社にご融資明細書を郵送で再請求することができます。

第7条(免責事項)

- 1. WEB 明細サービス利用者は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「インターコムクラブ」 による確認ができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 2. 当社の責めによらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害により、本サービスの提供の遅延 又は中断等が発生したとしても、これに起因する利用者または他の第三者が被った損害について、当社は一 切責任を負わないものとします。
- 3. 確定通知を受信できないことにより、WEB 明細サービス利用者又は、第三者に対して損害が発生した場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条(本サービスの提供終了)

当社は、WEB 明細サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、WEB 明細サービス利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を発送するものとします。

- (1) ジャックスカード会員資格を喪失した場合
- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
- (3) その他当社が WEB 明細サービス利用者として不適当と判断した場合

第9条(本サービスの終了・中止・変更)

- 1. 当社は、会員に対して事前の予告なしに本サービスを終了もしくは中止し、又は内容を変更することができるものとし、WEB 明細サービス利用者はあらかじめそれを承諾するものとします。
- 2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。 第10条 (本規約の変更)

- 1. 当社は、本サービスの利用者から事前に承認を得ることなく本規約を変更できるものとします。
- 2. WEB 明細サービス利用者は、前項の変更を当社が適当と判断した方法で通知した時点で、当該変更に同意 したものとみなすことに異議がないものとします。

第11条(その他規約との関連)

本サービスの利用に際し、当社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。